

現 場 説 明 書

1 委託名 緑町公園改修実施設計業務委託

2 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書について

- (1) 質問提出期限 令和8年8月31日(月) 17時
※原則電子メールで提出してください。なお、質問提出期限までに質問書を提出しなかった場合は、質問が無いものとみなします。
提出にあたっては、社印・代表者印の押印の必要はありません。
また、後日差し替える必要はありません。
- (2) 質問提出先 資産経営部 契約課
TEL 043-245-5088 FAX 043-245-5536
E-Mail keiyaku-qa@city.chiba.lg.jp
- (3) 質問書のメール表題、ファイル名 『(委託名) 質問書【申請者名】』
ファイル形式：Microsoft office word
- (4) 質問対象 質問の対象は、設計図書を含みますので、質問にあたっては、本現場説明書及び別添の図面、仕様書を熟読すること。
- (5) 回答書の回答期限 令和8年9月3日(木) 13時から
令和8年9月8日(火) 17時まで
- (6) 回答方法 千葉市ホームページ内で公開します。

3 入札に関する説明事項

- (1) 入札書の提出について
本委託の入札にあたっては、一般競争入札の公告、図面、仕様書、千葉市建設工事等における入札の手引き及びこの現場説明書等をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。
- (2) 入札の執行及び落札者の決定について
入札の執行及び落札者の決定は、千葉市契約規則、入札約款及び入札の心得の定めるところによります。
- (3) 落札者にお渡しする書類について
入札執行後、落札者には次の事項についての説明書類をお渡しします。
ア 契約の保証に関する説明書
イ 契約書

4 委託の発注に関する説明事項

- (1) 委託期間を厳守すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、設計図書、仕様書及び関係法令等を遵守すること。
- (3) 本業務を担当するものは、監督員と連絡を密にとれるよう体制を整えること。
- (4) 現地調査、立会い等、近隣住民とトラブルのなき様配慮すること。
- (5) 協議事項は原則として文書にて行うこと。また、打ち合わせ記録簿を作成すること。
- (6) 本業務内容及び解釈等に疑義が生じた場合は、監督員と協議しその指示を受けること。
- (7) 本業務で知り得た情報は、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。また、業務の実施に用いた資料を発注者の承諾を得て使用する場合を除き、転写し並びに閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。